

個別信用購入あっせんに係る自主規制規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則(以下「基本規則」という。)は、個別信用購入あっせんに係る取引の公正を確保し、もって、個別信用購入あっせんの健全な発展を図るとともに、購入者等の利益を保護することを目的とする。

2 基本規則は、法令と基本規則の相互補完により法及び基本規則の目的が的確に実現できるよう解釈、運用しなければならない。会員の業務若しくは取引を不当に制限し又は不公正な取引方法を許容するなど、公正かつ自由な競争を妨げてはならない。

(定義)

第2条 基本規則における用語の定義は法で定めるもののほか、次の各号に定める。

- (1) 法 割賦販売法
- (2) 政令 割賦販売法施行令
- (3) 省令 割賦販売法施行規則
- (4) 特定商取引法 特定商取引に関する法律
- (5) 加盟店契約 会員と加盟店との間で締結される個別信用購入あっせんに係る契約
- (6) 販売業者等 販売業者又は役務提供事業者であって、個別信用購入あっせんに係る加盟店契約を申込んでいる者、又は同契約を解除(解除と同等の措置を含む。)された者
- (7) 加盟店 販売業者及び役務提供事業者であって、個別信用購入あっせんに係る加盟店契約を締結している者
- (8) 購入者等 販売業者等又は加盟店から商品等を購入する者及び役務の提供を受ける者
- (9) 申込者 会員に対して個別クレジット契約の申込みを行う者
- (10) 申込者等 申込者及び購入者等
- (11) 売買契約等 個別信用購入あっせん関係販売契約及び個別信用購入あっせん関係役務提供契約
- (12) 個別クレジット契約 個別信用購入あっせん関係受領契約
- (13) クーリングオフ 法第35条の3の10、同第35条の3の11に定める個別クレジット契約の申込みの撤回等
- (14) 特定契約 法第35条の3の5各号に定める契約
- (15) 特定個別クレジット加盟店 特定契約を行う個別信用購入あっせん関係販売業者及び役務提供事業者であって、加盟店契約を締結している者
- (16) 特定個別クレジット契約 特定契約に係る個別クレジット契約
- (17) 特定売買契約等 特定契約に係る売買契約等
- (18) 商品等 商品、指定権利、役務(適用範囲及び適用除外)

第3条 基本規則は、会員が行う個別信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供について適用する。

2 前項にかかわらず、基本規則は、会員が行う個別信用購入あっせんのうち、次の取引には適用しない。

- (1) 連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約に係るものを除き、購入者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る個別信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法に

よる販売又は提供

- (2) 本邦外に在る者に対して行う個別信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供
 - (3) 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会が、その直接又は間接の構成員に対して行う個別信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供
 - (4) 会員がその従業者に対して行う個別信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供
 - (5) 不動産の販売に係る個別信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供
- 3 基本規則第4章、第5章及び第6章（第2節を除く。）の規定は、次の個別信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。
- (1) 特定商取引法第26条第1項第6号から第8号までの販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものに係るもの
 - (2) 特定商取引法第26条第5項各号の訪問販売及び同条第6項各号の電話勧誘販売に係るもの
- 4 基本規則第6章第1節の規定は、次の個別信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。
- (1) 特定商取引法第26条第2項に規定する役務の提供であって訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものが同項に規定する経済産業省令で定める場合に該当する場合における当該役務の提供に係るもの
 - (2) 特定商取引法第26条第3項各号に規定する販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものに係るもの
 - (3) 訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供が特定商取引法第26条第4項第1号又は第2号の場合に該当する場合における当該販売又は役務の提供に係るもの

第2章 法令遵守

（法令遵守等）

第4条 会員は、法その他の関係法令及び基本規則を遵守しなければならない。

2 会員は、基本規則及び細則に示された交付書面、記載事項等の例示について、これらを勘案のうえ、個別信用購入あっせんに係る業務を行うこととする。

（社内体制の整備）

第5条 会員は、個別信用購入あっせんに係る取引の公正を確保し、消費者の利益の保護を図るため、以下の事項について、社内規則等の作成その他会員の業容規模に応じて必要となる社内体制の整備を図らなければならない。

- (1) 経営管理等に関する事項
 - イ 経営管理に係る基本理念
 - ロ 経営陣の責務
- ハ 法令遵守体制の整備
 - (イ) 法令遵守を監督するための内部管理部門
 - (ロ) 営業部門から独立した内部監査部門

- (ハ) 法令、社内規則等の周知徹底のための教育研修部門
- (二) 重大な問題が発生した場合の対応に係る社内体制
- (2) 個別信用購入あっせんに係る業務の遂行にあたっての遵守事項
 - イ 個別支払可能見込額の調査、個別支払可能見込額を超える個別クレジット契約の締結禁止に関する事項
 - ロ 売買契約等の勧誘行為の調査及び不適正な販売勧誘行為に係る個別クレジット契約等の締結禁止に関する事項
 - ハ 個別クレジット契約に係る書面の交付に関する事項
 - ニ クーリングオフ、支払停止の抗弁、その他の民事ルールに関する事項
 - ホ 個人情報の保護に関する事項
 - ヘ 個別信用購入あっせんの業務の委託に関する事項
 - ト 消費者からの苦情の処理に関する事項
 - チ 指定信用情報機関の利用等に関する事項
 - リ 個別信用購入あっせんに係るその他の業務に関する事項

第3章 個別支払可能見込額の調査等

第1節 個別支払可能見込額の調査

(個別支払可能見込額の調査)

第6条 会員は、申込者と個別クレジット契約を締結しようとする場合には、法第35条の3の3に基づき、その契約に先立って、当該申込者の個別支払可能見込額を算定するために、次の各号に定める事項を、次条から第13条に定めるところにより調査しなければならない。

- (1) 年収
- (2) 預貯金
- (3) 信用購入あっせんに係る債務の支払の状況
- (4) 借入れの状況
- (5) 個別クレジット契約により購入される商品の価額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、個別支払可能見込額の算定に影響を与える事項であって客観的に判断することができるもの

(調査の方法)

第7条 会員は、前条各号の調査を行うときは、指定信用情報機関を利用しなければならない。

2 会員は、前条各号（第5号は除く）の調査を申込者の申告によって行うときは、次の各号に定めるいずれかの方法によることとする。

- (1) 書面による申告
- (2) 電磁的方法による申告
- (3) 電話その他の方法による本人であることの確認を行ったうえでの口頭での申告

(年収の調査)

第8条 会員は、第6条第1号に定める事項を調査するときは、次の各号に定めるところにより調査しなければならない。

(1) 年収の単位 1万円単位とする。

(2) 調査の方法は次のとおりとする。

イ 申込者から前条第2項に定める方法により申告を受ける。

ロ イの申告を受けることができない場合には、申込者から申告を受けた年齢、勤務先等の情報により、合理的に年収を推定する。

2 前項第2号口において年収を推定するときは、年齢、勤務先等の客観的な情報を基に、公的機関等が公表する年収等に係る統計資料等を用いて、具体的な算定方法をあらかじめ社内規則等に定めておかなければならない。

(預貯金の調査)

第9条 会員は、会員が申込者の利益の保護を図るため必要があると認める場合には、第6条第2号に定める事項について申込者からの申告による調査を行うこととする。

(信用購入あっせんに係る債務の支払の状況の調査)

第10条 会員は、第6条第3号に定める事項を調査するときは、次の各号に定める事項を調査しなければならない。

(1) 申込者の信用購入あっせんに係る債務に関する年間請求予定額

(2) 申込者の信用購入あっせんに係る債務の残高

(3) 申込者の信用購入あっせんに係る支払履歴及び遅延の有無

(借入状況の調査)

第11条 会員は、第6条第4号に定める事項を調査するときは、自社における申込者の借入の状況、指定信用情報機関から得られる情報その他の会員の通常の調査で知りうる事項を調査することとする。

(商品の価額の調査)

第12条 第6条第5号に定める事項については、適切な算定が行えないと判断される場合を除き、当該商品と同種の商品を換価して得ることができるの見込まれる額を勘案して、合理的に算定できることとする。

(支払可能見込額の算定に影響を与える客観的事項)

第13条 会員は、第6条第6号に定める事項を調査するときは、申込者からの当該事項の申告を受ける方法、その他社内規則等に定める適切な方法によることとする。

(世帯単位による調査の特例)

第14条 会員は、申込者が主として配偶者の収入により生計を維持している者で、かつ年収が103万円以下の者（以下「特定配偶者」という。）であって、購入する商品等が日常生活に必要とされるときは、第6条第1号から第3号に定める事項について、次表に定めるところにより、その配偶者との合算で算定することができる。

調査事項	調査の対象と方法	調査内容
年収	○特定配偶者からの申告	○特定配偶者の年収 ○配偶者の年収
預貯金	○特定配偶者からの申告	○特定配偶者の預貯金 ○配偶者の預貯金
信用購入あっせんに係る債務の支払の状況	○特定配偶者について指定信用情報機関を利用して確認	○特定配偶者の支払状況
	○特定配偶者からの申告	○配偶者の支払状況

	○その他の適切な方法	
--	------------	--

- 2 会員は、申込者が特定配偶者であって、購入する商品が前項に定める商品以外の商品等を購入する場合には、第6条第1号から第3号に定める事項について、事前に書面その他の適切な方法により当該配偶者の同意を得たときは、次表に定めるところにより、その配偶者との合算で算定することができる。

調査事項	調査の対象と方法	調査内容
年収	○特定配偶者からの申告	○特定配偶者の年収
	○配偶者からの申告（要同意）	○配偶者の年収
預貯金	○特定配偶者から申告を受ける	○特定配偶者の預貯金
	○配偶者から申告を受ける（要同意）	○配偶者の預貯金
信用購入あっせんに係る債務の支払の状況	○特定配偶者について指定信用情報機関を利用して確認	○特定配偶者の支払状況
	○配偶者からの申告（要同意）	○配偶者の支払状況
	○その他の適切な方法	

- 3 会員は、申込者が二親等内の親族（配偶者を除く。）の収入により生計を維持している者である場合は、第6条第1号から第3号に定める事項について、事前に書面その他の適切な方法による当該親族の同意を得たときは、次表に定めるところにより、当該親族との合算で算定することができる。

調査事項	調査の対象と方法	調査内容
年収	○申込者からの申告	○申込者の年収
	○二親等内親族からの申告（要同意）	○二親等内親族の年収
預貯金	○申込者からの申告	○申込者の預貯金
	○二親等内親族からの申告（要同意）	○二親等内親族の預貯金
信用購入あっせんに係る債務の支払の状況	○申込者について指定信用情報機関を利用して確認	○申込者の支払状況
	○二親等内親族からの申告（要同意）	○二親等内親族の支払状況
	○その他の適切な方法	

- 4 会員は、申込者がその収入及びその配偶者の収入により生計を維持している者（特定配偶者を除く。）である場合は、第6条第1号から第3号に定める事項について、事前に書面その他の適切な方法による当該配偶者の同意を得たときは、次表に定めるところにより、当該配偶者との合算で算定することができる。

調査事項	調査の対象と方法	調査内容
年収	○申込者からの申告	○申込者の年収
	○配偶者からの申告（要同意）	○配偶者の年収
預貯金	○申込者からの申告	○申込者の預貯金
	○配偶者からの申告（要同意）	○配偶者の預貯金
信用購入あっせんに係る債務の支払の状況	○申込者について指定信用情報機関を利用して確認	○申込者の支払状況
	○配偶者からの申告（要同意）	○配偶者の支払状況
	○その他の適切な方法	

- 5 第1項から前項において、配偶者又は二親等内の親族の年収の申告を受けることが出来ない場合にあっては、申告を受けた年齢、勤務先等の情報により、合理的に年収を推定することができる。
- 6 会員は、前各項により年収若しくは預貯金を合算して算定したときは、信用購入あっせんに係る債務の支払の状況も合算して算定しなければならない。
- 7 会員は、第2項から第4項までに定める同意を、次の各号に定める内容について、当該同意を取得する対象となる者（以下「同意取得対象者」という。）に告知したうえで、書面その他の適切な方法により取得することとする。
 - (1) 会員が申込者の個別支払可能見込額の算定に際し、次号に定める事項について、当該同意取得対象者との合算で算定すること
 - (2) 合算する項目は第6条第1号から第3号に定めるそれぞれの事項であること
 - (3) 前号に掲げる事項の調査のため、当該同意取得対象者より当該各項目について申告を受けること（個別支払可能見込額調査義務の適用除外）

第15条 会員は、省令第73条第1項により、第6条にかかわらず、次の各号がすべて該当する申込みにあつては、同条に定める調査を行わないことができる。

- (1) 特定契約以外の個別クレジット契約
 - (2) 購入する商品が耐久性を有し、かつ定型的な条件で販売するのに適する商品
 - (3) 生活に必要とされる商品
 - (4) 商品の支払総額が10万円以下の商品
- 2 前項にかかわらず、次の各号に該当するときは、第6条に定める調査を行わなければならない。
 - (1) 指定信用情報機関を利用することにより、当該個別クレジット契約を締結しようとする時点において、自社又は他社において現に延滞が発生している等、申込者の支払の義務が履行されないと会員が認めるとき
 - (2) 生活に必要とされない分量の商品を販売する契約に該当するものに係る個別クレジット契約を締結しようとするとき
 - 3 会員は、第1項に定める個別クレジット契約を締結した場合には、次の各号に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的記録をもって作成し、当該契約に定められた最終の支払期日（当該契約に係る債務の弁済その他の事由により消滅したときはその消滅した日）までの間保存しなければならない。
 - (1) 契約年月日
 - (2) 当該契約が特定契約以外の契約であること
 - (3) 当該契約に係る商品名及びその数量
 - (4) 購入者等の支払総額
 - (5) 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行った調査の結果

第2節 個別支払可能見込額の算定

（個別支払可能見込額の算定方法）

第16条 会員は、個別クレジット契約の締結に先立って、原則として、次の算定式により申込者の支払可能見込額を算定することとする。

個別支払可能見込額

＝年収－年間請求予定額－生活維持費

2 前項に定める算定式の各項目は、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 年収

第8条により調査した当該申込者の年収額

(2) 年間請求予定額

第10条により当該申込者の会員における信用購入あっせんに係る債務の年間請求予定額に、指定信用情報機関の使用により調査した、他社の信用購入あっせんに係る債務の年間請求予定額を加えた額

(3) 生活維持費

別表1に定めるところにより算定した額

(個別支払可能見込額の算定に係るその他の調査事項)

第17条 会員は、前条第1項に定める算定結果について、次に定める事項を加味して個別支払可能見込額を算定することができる。

(1) 第6条第2号、第5号及び第6号に定める事項の調査を行った結果がある場合は、その結果。

(2) 第10条第3号(遅延の有無を除く。)に定める事項を確認した結果。

2 会員は、前条第1項の個別支払可能見込額を算定するにあたって、第6条第4号並びに、第10条第2号及び同3号について、勘案することとする。

3 第1項による個別支払可能見込額を算定するにあたっては、合理的な方法で行うよう留意することとする。

(生活維持費の算定方法)

第18条 会員は、申込者の申告に基づき、申込者と生計を一にする者の合計数、住宅所有区分、居住地域等を調査し、別表1-1に基づき、別表1-2に定める区分に応じて、当該申込者の生活維持費を算定することとする。

2 会員は、前項に定める生活維持費を、省令第45条第3項に規定する別表1-3に定める居住地域の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じた額とすることができる。

(1) 第1区分 百分の九十

(2) 第2区分 百分の八十五

3 会員は、第1項の調査において、別表1-2に定める申込者の生活維持費の算定に必要なすべての事項を確認することができなかつたときは、確認できなかつた事項について、その範囲内で最高額の生活維持費を適用することとする。

(個別支払可能見込額を超える個別クレジット契約の禁止)

第19条 会員は、第16条から前条により算定した結果、当該個別クレジット契約の年間支払予定額が申込者の個別支払可能見込額を超えるときは、当該個別クレジット契約を締結してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、申込者の保護に支障を生ずることがない場合であつて、次の各号に定める事項が確認された売買契約等に該当するものに係る個別クレジット契約を締結する場合は、この限りではない。

(1) 第15条に定める個別支払可能見込額調査の適用を除外されている取引

(2) 耐久性を有し、かつ、定型的な条件で販売するのに適する商品で生活に必要とされるものの契約であつて、当該商品の用途、過去の同種の商品の利用の状況その他の当該申込者が当該商品を生活において必要とする事情、当該申込者の生活の状況に関し、当該申込者から調査した事項及び個別支払可能見込額調査により得られた事項の調査により、次の事項が確認された場合

- イ 当該商品が当該申込者の生活に必要であること
 - ロ 当該申込者が当該商品を購入する意思を有すること
 - ハ 支払総額及び当該商品の購入数量が申込者の生活水準に照らして相当であること
- (3) 申込者又は当該申込者と生計を一つにする親族（以下、本条において「当該申込者等」という。）を対象とする学力の教授を提供する契約（特定継続的役務提供契約を除く。）であって、当該申込者等が当該役務を必要とする事情及び当該申込者等の生活の状況に関し、当該申込者等から調査した事項並びに個別支払可能見込額調査により得られた事項の調査により、次の事項が確認された場合
- イ 当該申込者等が当該役務を必要とすること
 - ロ 当該申込者等が当該役務の提供を受ける意思を有すること
 - ハ 当該役務に係る支払総額、当該役務の回数又は期間が当該申込者等の生活水準に照らして相当であること
- (4) 当該申込者等の生命、身体を保護するために必要があると認める商品等を販売等する契約であって、当該申込者等の生活の状況に関し、当該申込者等から調査した事項並びに個別支払可能見込額調査により得られた事項の調査により、次の事項が確認された場合
- イ 当該申込者等が商品等を緊急に必要とする事情
 - ロ 当該申込者等が商品等を購入し又は役務の提供を受ける意思を有すること
 - ハ 当該商品等に係る支払総額及び数量又は役務の回数若しくは期間が当該申込者等の緊急に必要とする事情に照らして相当であること
- 3 会員は、前項に定める個別クレジット契約を締結した場合には、前項各号に基づく確認に関する記録を、書面又は電磁的記録をもって作成し、当該契約に定められた最終の支払期日（当該契約に係る債務の弁済その他の事由により消滅したときはその消滅した日）までの間保存しなければならない。

第3節 その他の事項

（総合的与信判断等）

第20条 会員は、個別支払可能見込額の算定に係る第6条に定める事項のほか、様々な審査項目に基づき、与信を行っている状況を踏まえ、前条に反しない範囲において、様々な要素を基にした調査結果を与信に反映させたうえで、支払能力を総合的に判断することに留意することとする。

2 会員は、個別クレジット契約の締結に際して、当該契約の支払期間中に定年退職その他の事由により申込者の収入に大幅な変化があると判断する場合は、個別支払可能見込額の調査時において、当該申込者の支払計画や契約意思に関して丁寧な調査を行うよう留意することとする。

（支払期間長期化の留意事項）

第21条 会員は、個別クレジット契約の締結に際し、個別支払可能見込額の算定に係る第19条の趣旨に反して、会員から個別クレジット契約の支払期間の長期化を促してはならないこととする。

（未成年者に対する親権者の同意）

第22条 会員は、申込者に対する与信判断を行うにあたり、当該申込者が未成年者である場合は、親権者の同意を得るよう留意しなければならない。

（申込時における機微情報の取得の制限）

第23条 会員は、人権、プライバシー侵害防止の観点から、個別クレジット契約に係る書面において、申込者の国籍、本籍地の記載欄を設けず又は、本事項に関する調査を行わないよう配慮することとする。

(調査記録の保存)

第24条 会員は、個別クレジット契約を締結した場合には、当該購入者等ごとに、次に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的記録をもって作成し、当該契約に定められた最終の支払期日（当該契約に係る債務の弁済その他の事由により消滅したときはその消滅した日）までの間保存しなければならない。

- (1) 契約年月日
- (2) 購入者等の支払総額
- (3) 第6条各号に掲げる事項の調査の結果（指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行った調査の結果、第17条に基づいて個別支払可能見込額を算定した場合の結果を含む。）
- (4) 第14条第2項から第4項に定める合算特例を利用した場合に係る同意を得たときは、当該同意に関する事項
- (5) その他第6条に定める個別支払可能見込額の調査に使用した書面又はその写し

第4章 加盟店調査等

第1節 加盟店契約時の調査

(特定取引の取扱いに係る調査)

第25条 会員は、販売業者等と加盟店契約を締結しようとするときは、当該販売業者等から申告された加盟店契約申込書等に記載の販売勧誘形態を確認することにより、当該販売業者等が特定取引を行う販売業者等であるか否かについて調査を行わなければならない。

2 会員は、前項の調査の実効性を確保するための所要の措置をとることとする。

(特定取引を行う販売業者等との加盟店契約時の調査)

第26条 会員は、前条の調査の結果、特定取引を行う販売業者等である場合は、省令第75条第1号に基づき、加盟店契約を締結するに先立ち、取引類型に応じて次の各号に定める事項を調査しなければならない。

- (1) 販売業者等の基礎的な事項
- (2) 取扱商品等に関する事項
- (3) 特定利益及び業務提供利益に関する事項
- (4) 取引の状況及び財産の状況に関する事項
- (5) 履行体制に関する事項
- (6) 特定商取引法上の処分状況に関する事項
- (7) コンプライアンス体制に関する事項
- (8) 特定取引に関する苦情の内容に関する事項

(販売業者等の基礎的事項の調査)

第27条 会員は、前条第1号の調査を行うときは、次の事項を調査しなければならない。

- (1) 販売業者等が行う特定取引の種類
- (2) 販売業者等の氏名、住所及び電話番号（法人の場合には、法人の名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）
- (3) 販売業者等の店舗その他の事業所の住所、電話番号
- (4) 販売業者等が特定売買契約等の申込み又は締結の勧誘を行う地域

2 会員は、前項について調査を行うときは、販売業者等から書面等により申告を受けるとともに、次に定める書類等のいずれかをもってその内容の調査を行うこととする。

(1) 販売業者等が法人の場合

- イ 登記事項証明書、商業登記簿謄本（抄本）、その他公的書類
- ロ 有価証券報告書
- ハ 販売業者等が作成した会社概要、HP開示情報

(2) 販売業者等が個人事業主の場合

- イ 住民票、印鑑証明書、保険証、免許証、その他公的書類
- ロ 販売業者等が作成したHP開示情報

3 第1項第1号に定める「特定取引の種類」の区分は、訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引の別を調査することとする。

4 会員は、特定個別クレジット加盟店が第1項第1号に定める特定取引の種類について変更又は追加しようとする場合には、当該特定個別クレジット加盟店から会員に対しあらかじめ変更届出がなされるように措置を講じることとする。

5 第1項第4号に定める「地域」の調査は、複数の都道府県において営業を行っている販売業者等については、全国、東日本、関東などの地方単位とし、営業地域がこれらの地方単位に満たない販売業者等については都道府県単位で行うこととする。

(取扱商品等の調査)

第28条 会員は、第26条第2号の調査を行うときは、次の事項を調査しなければならない。

- (1) 販売業者等が特定個別クレジット契約により販売しようとする商品等の種類を示すもの
- (2) 見本、カタログその他の特定個別クレジット契約の申込み又は締結の勧誘に際して申込者に対し提示するもの
- (3) 販売業者等が特定個別クレジット契約の申込み又は締結の勧誘をするに際して告げた事項(加盟店情報交換制度の利用により知った販売業者等の苦情の内容が不実の告知に起因するものと認められる場合における当該告げた事項に限る)がある場合には、商品等の性能、品質、効能、必要数量又は効果に係るものの裏付けとなる根拠資料

2 会員は、前項第2号に定める事項について調査を行うときは、販売業者等から次の各号に定める書類等を取得して調査を行うこととする。

- (1) 商品等見本、カタログ、パンフレット、チラシその他の勧誘に使用する書類
- (2) 販売条件提示のための書類、契約書、申込書、注文書その他の割賦販売法に定める書面

3 会員は、前項第1号の調査は、販売業者等が特定個別クレジット契約で取扱うすべての商品等について調査することを要しない合理的理由がある場合には、その代表的な商品等の調査で代替することができることとする。

4 会員は、第1項第3号の調査結果に基づき、同条第2項各号に掲げる書類その他の資料について、申込者が誤認するような不適切な内容でないかを確認することとする。

5 会員は、特定個別クレジット加盟店が第1項第1号に定める特定取引の商品等の種類を変更又は追加する場合は、特定個別クレジット加盟店から会員に対し変更届出がなされるように措置を講ずることとする。

(特定利益及び業務提供利益の調査)

第29条 会員は、販売業者等が連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業者である場合にあって、特定個別ク

クレジット契約（本条において、連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約に係るものに限る。）の申込み又は締結の勧誘をするに際して告げた事項又は断定的判断を提供した事項（加盟店情報交換制度の利用により知った販売業者等の苦情の内容が、その特定利益、業務提供利益に関する不実の告知、又は断定的判断の提供に起因するものと認められる場合における当該告げた事項又は断定的判断を提供した事項に限る。）において、第26条第3号の調査を行うときは、その特定利益又は業務提供利益に掲げるものの裏付けとなる根拠資料を調査しなければならない。

2 会員は、前項の調査結果に基づき、前条第2項各号に掲げる書類その他資料について、申込者が誤認するような不適切な内容でないかを確認することとする。

（履行体制の調査）

第30条 会員は、第26条第4号及び第5号の調査を行うときは、次の事項を調査しなければならない。

(1) 販売業者等の取引の状況及び財産の状況

(2) 販売業者等が連鎖販売業者、特定継続的役務提供業者、業務提供誘引販売業者である場合は、当該業務を継続して行うに足りる体制の有無

2 会員は、前項第1号の調査を行うときは、次の各号の販売業者等の区分に応じて、調査の日の直近事業年度に関する次の各号に定める書類等のいずれかを取得して調査を行うこととする。

(1) 販売業者等が法人の場合

イ 決算書（貸借対照表及び損益計算書）

ロ 有価証券報告書

ハ 確定申告書

(2) 販売業者等が個人事業主の場合

イ 確定申告書

ロ 青色申告決算書（又は収支内訳書）

ハ 所得証明書

3 会員は、第1項第2号の調査を行うときは、前項のほかに、事業計画書、収支計画書又は資金計画書いずれかの資料を取得する方法によることとする。

4 販売業者等からの第2項及び前項の取得に代えて、興信所等の第三機関による調査結果の書類等（業務を継続して行うに足りる資料を含む）を取得することにより、調査を行うことができる。

（特定商取引法上の処分状況調査）

第31条 会員は、第26条第6号の調査を行うときは、次の事項を調査しなければならない。

(1) 販売業者等について、調査日前5年間に特定商取引法の規定による処分を受けたことの有無

(2) 販売業者等が個人事業主の場合においては、調査日前5年間に特定商取引法に基づく指示、業務停止命令又は罰金刑を受けたことのある販売業者等（法人）の役員であったことの有無

(3) 当該個別クレジット契約を締結しようとする販売業者等が法人である場合にあっては、その販売業者等に所属する役員について、次のいずれかに該当する者の有無

イ 調査日前5年以内に、特定商取引法の規定による処分を受けたことのある者の有無

ロ 調査日前5年以内に、特定商取引法に基づく処分又は罰則を受けたことのある他の法人の役員であった者の有無

2 会員は、前項の調査において特定商取引法に基づく処分又は罰則を受けたことが無い旨の申告を受けた場合には、当該販売業者等又はその代表者から誓約書（別紙記載例1参照）を取得するなどして行うもの

とする。ただし、誓約書の取得を必要としない合理的な理由がある場合はこの限りでないこととする。

- 3 会員は、第1項の調査後に、当該特定個別クレジット加盟店の役員が変更された場合は、当該特定個別クレジット加盟店から会員に対し当該役員に関する第1項第3号に定める事項について前項に定める誓約書により変更の届出がなされるよう加盟店契約に定めるものとする。この場合において、前項ただし書きを準用することとする。

(コンプライアンス体制の調査)

第32条 会員は、第26条第7号の調査を行うときは、次の事項を調査しなければならない。

- (1) 法第35条の3の7に定める行為を防止するために必要な体制
- (2) 苦情の適切かつ迅速な処理に必要な体制

2 前項第1号に規定する調査は、次の各号に定める内容の調査を行うこととする。

- (1) 販売業者等の販売員に対する教育指導体制
 - イ 教育指導を行う部署の有無
 - ロ 販売員に対して実施する教育内容(具体的な内容)
 - ハ 販売員に対する教育時期、頻度
 - ニ 過去の教育実施
- (2) 販売業者等の販売員に対する点検・チェック体制
 - イ 販売員の勧誘行為についての点検をする部署の有無
 - ロ 点検・チェックの結果について、経営陣に対する報告体制

3 第1項第2号に規定する調査は、次の各号に定める内容の調査を行うこととする。

- (1) 苦情処理を行う専門部署の有無
- (2) 苦情処理の手順や記録管理等の社内規則等の有無
- (3) 過去に発生した苦情処理の具体的な処理内容
- (4) 再発防止に向けた社内連絡体制、注意啓発体制の措置

4 第1項にかかわらず、会員がコンプライアンス体制等に関する自主規制として第2項及び第3項に定める内容と同等以上の加入審査と会員管理を行っていることと協会の定める団体に販売業者等が加盟していることを確認した場合には、会員は、その確認をもって第1項の調査に相当する調査を行ったものとしてすることができる。

(特定取引に関する苦情の内容の調査)

第33条 会員は、第26条第8号の調査をするときは、協会が行う加盟店情報交換制度が保有する情報を利用して調査しなければならない。

(調査資料の収集)

第34条 会員は、第27条から第32条に規定する調査において資料を収集する場合は、販売業者等から直接収集する場合のほか、販売業者等を介さず興信所等の第三者機関の調査を利用することや、第三者が保有する資料、公表資料の調査などにより、間接的に収集することができる。

第2節 特定個別クレジット契約時の調査

(特定個別クレジット契約に係る特定取引の種類の確認)

第35条 会員は、特定個別クレジット加盟店から個別クレジット契約の申込みを受けた場合には、当該個別クレジット契約が特定個別クレジット契約であるか否か、特定個別クレジット契約である場合は特定契

約の種類について、当該特定個別クレジット加盟店から申告を求めるものとする。

- 2 会員は、前項に定める事項をあらかじめ特定できる場合は、当該特定個別クレジット加盟店からの申告を省略することができる。

(特定個別クレジット契約申込み時における調査の事項)

第36条 会員は、特定個別クレジット契約の申込みを受けた場合は、省令第75条第2号により、当該申込者に対し、次の各号に定める事項を含む調査を行わなければならない。

- (1) 特定個別クレジット契約又は売買契約等に関する事実の誤認の有無

イ 特定個別クレジット加盟店が交付しなければならない書面及び会員が交付しなければならない書面の記載事項について、事実であるとの誤認、事実が存在しないとの誤認、断定的判断（将来における変動が不確実な事項に係るものに限る。）の提供内容が確実であるとの誤認の有無

ロ 特定個別クレジット契約に係る商品等の性能・品質・効能・必要数量・効果に関し、将来における変動が不確実な事項（上記イの事項を除く。）について提供された断定的判断の有無

ハ 特定個別クレジット契約に係る商品等に付随する商品や役務及び上記イに係る申込書面に記載されていない事項であって、申込者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものの有無

ニ 前号ハの重要事項があるときは、重要事項について告げられた内容が、事実であるとの誤認、重要事項に係る事実が存在しないとの誤認の有無

ホ 各号イからニのほか、特定個別クレジット契約に関する事項であって、申込者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項について告げられた内容が、事実であるとの誤認、事実が存在しないとの誤認、断定的判断の提供内容が確実であるとの誤認の有無

- (2) 特定個別クレジット契約に係る売買契約等の特定個別クレジット加盟店による威迫・困惑行為の有無
(調査方法 「勧誘方法等確認のお願い」による調査)

第37条 会員は、前条に規定する調査を、特定個別クレジット加盟店を経由して事前に申込者に交付した「勧誘方法等確認のお願い」（別紙記載例2）及び特定個別クレジット契約申込書面をもって、相当な期間を経過したときに、原則として電話により行わなければならない。

- 2 会員は、前項に規定する「勧誘方法等確認のお願い」及び特定個別クレジット契約申込書面の交付が確実に行われるよう必要な措置を講じることとする。

- 3 会員は、第1項の調査に先立って、「勧誘方法等確認のお願い」及び当該特定個別クレジット契約申込書面が当該申込者に交付されていることを確認しなければならない。

- 4 会員は、「勧誘方法等確認のお願い」を不適正な販売行為が無かったことを証する念書として利用してはならない。

(加盟店による調査の妨害)

第38条 会員は、申込者に対して、「勧誘方法等確認のお願い」をもって、第36条に規定する調査を行った結果、次に定める特定個別クレジット加盟店の行為その他特定個別クレジット加盟店の不正、調査の妨害行為があったことを知った場合には、当該特定個別クレジット加盟店に対する改善要請等の適切な措置をとることができるよう社内規則等を整備することとする。

- (1) 特定個別クレジット加盟店が「勧誘方法等確認のお願い」及び個別クレジット申込書面を交付していないこと

- (2) 特定個別クレジット加盟店が「勧誘方法等確認のお願い」の交付趣旨を誤認させるような事項を告げること

(3) 特定個別クレジット加盟店が申込者に対し、会員による電話等による確認において、不実の回答を依頼すること

(調査の方法 実効性に対する配慮)

第39条 会員は、第36条の調査を行うにあたっては、特定個別クレジット加盟店に関する苦情の発生内容等を勘案した適切な調査により、不適正な勧誘販売行為に対する与信を排除するとともに、併せて健全な特定個別クレジット加盟店を必要以上に委縮させることがないように、利便性の維持に努め、申込者に過度な負担を与えないよう十分に配慮しなければならない。

(断定的判断の提供に起因する根拠資料の徴求)

第40条 会員は、第36条に規定する調査により、特定個別クレジット契約に係る商品等の性能、品質、効能、効果又は必要数量に関して、特定個別クレジット加盟店による断定的判断が申込者に対し提供されたことを知った場合には、当該加盟店に対して、次に定める調査を行わなければならない。

(1) 当該断定的判断の提供に係る事項の裏付けとなる根拠を示す資料

(2) 第26条に規定する調査において、既に断定的な判断の提供をしていたことが明らかな場合は、当該資料を補完する資料の有無、ある場合はその補完資料

(不適正販売に係る申込承諾禁止)

第41条 会員は、第36条に規定する調査により知った事項からみて、特定個別クレジット加盟店が特定商取引法に規定された禁止行為、消費者契約法に規定された不適正な勧誘行為をしたと認めるときは、当該特定個別クレジット契約の申込みを承諾してはならない。

2 会員は、前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、法第35条の3の7により、当該特定個別クレジット契約の申込みを承諾できることとする。

(1) 会員が、当該申込者においてその特定個別クレジット契約の締結を必要とする特別の事情を確認したとき

(2) 会員が、当該申込者において利益の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないと認めるとき

3 会員は、前項の措置をとる場合の基準について社内規則等に定めるものとし、当該措置をとった場合には、その事実及び特別の事情等を記録し、保存することとする。

(高齢者の特定個別クレジット契約に関する留意事項)

第42条 会員は、申込者が生計を年金のみに依存している場合、特定個別クレジット契約の与信の取扱いにおいては、契約意思の確認などに特に注意することとする。

第3節 苦情に基づく調査

(苦情に基づく調査時期)

第43条 会員は、特定個別クレジット加盟店について、次の各号に定める事項に該当することを認めた場合は、省令第78条に基づき、次条の調査を行わなければならない。

(1) 購入者等からの苦情を受け付けた場合であって、第79条の規定による原因究明により知った事項からみて、その苦情が特定個別クレジット契約の申込み又は締結の勧誘をするに際して、法第35条の3の7に規定する不適正な販売勧誘行為をしたことに起因すると認める場合

(2) 第79条による原因の究明、協会が行う加盟店情報交換制度の利用により知った事項からみて、当該苦情に係る事項が特定個別クレジット契約又は売買契約等についての申込み又は締結の勧誘に係るものであって(前号の苦情を除く)、その発生状況がその他の加盟店の発生状況と比して購入者等の利益の保

護に欠けると判断した場合

2 購入者等からの苦情を受け付けた場合であって、第79条の規定による原因究明により知った事項からみて、その苦情に係る事項が特定個別クレジット契約の申込み又は締結の勧誘に係るものであって、第26条に規定する事項の調査をしていなかった場合は、遅滞なく第26条の調査をしなければならない。

3 会員は、第1項第2号に該当するか否かの判断基準を社内規則等に定めることとする。

(苦情に基づく調査事項)

第44条 会員は、特定個別クレジット加盟店が前条第1項各号に該当した場合は、第25条から第38条の事項について、当該苦情の内容に応じて、改めて調査することとする。

2 会員は、特定個別クレジット加盟店が前条第1項第1号に該当したときは、以下の事項の調査をしなければならない。

(1) 不適正な勧誘行為の内容

(2) 不適正な勧誘行為の防止体制及び苦情処理体制に関する事項

(3) その他苦情の内容に応じて、不適正な勧誘行為の防止のために必要な事項

3 会員は、特定個別クレジット加盟店が前条第1項第2号に該当したときは、以下の事項の調査をしなければならない。

(1) 購入者等の利益の保護に欠ける行為に関する事項

(2) 購入者等の利益の保護に欠ける行為の防止体制及び苦情処理体制に関する事項

(3) その他苦情の内容に応じて、不適正な販売勧誘行為の防止のために必要な事項

(苦情処理に係る改善要請)

第45条 会員は、前条各項において加盟店調査を行った結果により、再発防止のため改善が必要と認める場合には、その状況に応じて当該特定個別クレジット加盟店に対する改善要請を行うこととする。

2 前項に定める改善要請をした後においても当該特定個別クレジット加盟店に改善がみられない場合には、会員は、当該特定個別クレジット加盟店に対して再度の改善要請又は取引見直し等適切な措置を行うこととする。

第4節 加盟店調査に係るその他の規則

(特定取引を行わない加盟店の勧誘行為の変更等による再調査等)

第46条 会員は、第25条の調査により、特定取引を行わないと認めていた加盟店が、次の各号に該当した場合、改めて第25条から第34条に規定する調査を行わなければならない。

(1) 当該加盟店から特定取引を行う旨の申し出があった場合

(2) 当該加盟店との取引状況その他の事項により、特定取引に係る販売勧誘行為を行ったことを知った場合

(加盟店情報交換制度の利用)

第47条 会員は、販売業者等と加盟店契約を締結しようとするとき(第33条の場合を除く。)及び加盟店に係る苦情に基づく調査において、協会が行う加盟店情報交換制度の保有する情報を利用し、調査することとする。

(調査記録の作成保存)

第48条 会員は、法第35条の3の5第2項の規定により、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める事項の記録を作成しなければならない。ただし、第1号に定める事項の記録については、特定

個別クレジット加盟店契約を締結した場合に限る。

(1) 第26条に定める特定個別クレジット加盟店契約時における調査

イ 調査年月日

ロ 当該調査の結果（当該調査で取得した書面その他資料がある場合、その資料等）

ハ 特定個別クレジット加盟店契約をした場合には、その契約締結年月日

(2) 第36条に定める個別クレジット契約時における調査

イ 調査年月日

ロ 当該調査の結果（当該調査で取得した書面その他資料がある場合、その資料等）

ハ 特定個別クレジット契約をした場合には、その契約締結年月日

(3) 第43条に定める苦情等に基づく調査

イ 調査年月日

ロ 当該調査の結果（当該調査で取得した書面その他資料がある場合、その資料等）

ハ 当該調査の結果に基づく措置内容（再加盟店調査日、改善要請日、改善要請の内容、加盟店契約見直し日等）

2 前項各号の調査結果の記録は、書面又は電磁的記録媒体をもって作成し、取得した記録、資料は、作成後5年間保存しなければならない。

第5章 書面の交付

（書面交付）

第49条 会員は、特定個別クレジット契約の申込みを受けたときは、法第35条の3の9第1項に基づき、遅滞なく、申込者に対し次条に規定する事項を記載した書面を交付しなければならない。

2 会員は、特定個別クレジット契約を締結したときは、法第35条の3の9第3項に基づき、遅滞なく、購入者等に対し第51条に規定する事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 前2項の書面は、郵送、電磁的方法（政令第25条、省令第95条及び第96条により、あらかじめ申込者又は購入者等の承諾を得ている場合に限る。）による交付のほか、会員と提携する加盟店を介して交付することができる。ただし、別表3-2の項番9については、会員自らが交付しなければならない。

（特定個別クレジット契約の申込時における書面記載事項）

第50条 会員は、前条第1項に定める書面（以下「申込みの内容を記載した書面」という。）に、法第35条の3の9第2項に規定する事項（別表3-1）に掲げる事項を記載しなければならない。

2 会員は、前項に定める記載事項のほか、次に定める事項を申込みの内容を記載した書面に記載することとする。

(1) 個別信用購入あっせんの仕組みをわかりやすく説明した図

(2) 申込みの際には申込みの内容を記載した書面及び個人情報の取扱いに関する同意条項をよく読んでから、十分納得したうえで申込者が自署するよう依頼する旨

（特定個別クレジット契約の締結時における書面記載事項）

第51条 会員は、第49条第2項に規定する書面（以下「契約の内容を明らかにする書面」という。）に、法第35条の3の9第4項に規定する事項（別表3-2）に掲げる事項を記載しなければならない。

2 申込みの内容を記載した書面に「本書面はクレジット契約成立後、割賦販売法第35条の3の8及び第35条の3の9の一部、特定商取引法第5条、第19条、第37条第2項、第42条第2項又は第55条

第2項のいずれかの規定に基づく書面となる」旨を記載しているときは、申込みの内容を記載した書面に記載した事項については、契約の内容を明らかにする書面への記載を省略することができる。

3 会員は、前項の場合においては、別表3-2の項番9及び項番10. ②を記載した書面を購入者等に対し交付したことをもって、第1項に規定する書面を交付したものとする。

(確実な書面の交付)

第52条 会員は、特定個別クレジット加盟店を介して第49条第1項に定める書面を交付する場合には、確実な書面交付がされるような措置をとることとする。

(書面作成上の留意事項)

第53条 会員は、第49条第1項及び第2項に定める書面を作成するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 活字

日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。ただし、フリガナ等は8ポイント未満でも差し支えない。

(2) 用語

別表4に定める用語をその定義どおりに使用しなければならない。

(3) 用紙等

紙の厚さ、質、色及びインクの濃さ、色の選択は申込者等にとって読みやすいものとなるよう十分に留意することとする。

(書面記載事項の内容)

第54条 会員は、第49条第1項及び第2項に定める書面を申込者等に交付するときは、第50条第1項及び第51条第1項に定める記載事項について、次の各号に定める内容に合致していなければならない。

(1) 支払の時期及び方法(別表3-1の項番3及び別表3-2の項番3)

支払の時期については支払期日、又は支払期間及び毎月の支払日をもって表示し、支払の方法については持参、振込み、自動引落とし等の別を記載することとする。

(2) 商品の引渡し時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期(別表3-1の項番4及び別表3-2の項番4)

期日、又は期間を記載することとする。

(3) クーリングオフに関する事項(別表3-1の項番8)

第57条第2項に定める別紙記載例4を参考にして記載することとする。

(4) 契約解除の制限に関する事項(別表3-1の項番8及び別表3-2の項番8)

イ 申込者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと

ロ 会員が、申込者等の支払義務の不履行により契約を解除することができる場合は、会員が定める一定期間にわたり義務の不履行があった場合であって、会員が20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その義務が履行されない場合に限る旨が定められていること

ハ 申込者等の責に帰すべき事由により契約が解除された場合の損害賠償等の額について、当該契約に係る支払総額に相当する額にこれに対する商事法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を申込者等に対して請求することができない旨が定められていること

ニ 会員の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における会員の義務に関し、民法第545条に規定するものより申込者等に不利な特約が定められていないこと

(5) 勧誘調査の対象となるべき事項（別表３－１の項番９）

第３７条に定める「勧誘方法等確認のお願い」をもって交付するものとし、別紙記載例２を参考にし
て記載することとする。

(6) 勧誘調査の結果に関する事項（別表３－２の項番９）

細則第４９条に定める別紙記載例３を参考にし記載することとする。

(7) 商品名、商品の商標又は製造者及び型式、商品の数量（別表３－１の項番１、１０．③、④及び⑤及
び別紙３－２の項番１０．③、④及び⑤）

各項目について可能な限り詳細に記載することとする。ただし、型式が無い商品の場合はこの限りで
はない。

(8) 支払停止の抗弁に関する事項（別表３－１の項番１０．⑪及び別表３－２の項番１０．⑪）

支払分の支払について請求を受けた申込者等は、商品等の販売又は役務の提供等につきそれを販売又
は提供した特定個別クレジット加盟店に対して生じている事由をもって、当該支払の請求をする会員に
対抗できる旨を、別紙記載例６を参考にし記載することとする。

(9) 期限の利益喪失に関する事項（別表３－１の項番⑫及び別表３－２の項番１０．⑫）

期限の利益喪失について、次に掲げる内容に関し、別紙記載例８を参考にし記載するものとする。

イ 会員が、申込者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない支払分の支払を請求するこ
とができる場合は、会員が定める一定期間にわたり義務の不履行があった場合であって、会員が２０日
以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その義務が履行されない場合に限る旨が定めら
れていること

ロ 申込者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない支払分の支払を請求する
ことができる場合として、申込者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があった場合
以外の場合が定められていないこと

(10) 損害賠償の額の制限に関する事項（別表３－１の項番１０．⑬及び別表３－２の項番１０．⑬）

支払分の支払の義務が履行されない場合（個別クレジット契約が解除された場合を除き、購入者等の
期限の利益を喪失させない場合で個々の支払が遅滞しているときを含む。）の損害賠償の額の制限につ
いて、次に掲げる内容に合致したものとし、別紙記載例９を参考にし記載することとする。

イ 遅滞している支払分に対し、当該支払分を支払うべき日の翌日から支払がなされた日まで利息制限
法の定める範囲内を目安として約定する一定率を乗じて得た額を請求することができること。

ロ イにかかわらず、当該遅延損害金のうち、支払総額に相当する額から既に支払われた支払分の額を
控除した額にこれに対する商事法定利率を乗じて得た遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金
銭の支払を購入者等に対して請求することができない旨が定められていること。

(11) その他の特約に関する事項（別表３－１の項番１０．⑭及び別表３－２の項番⑭）

法令に違反する特約が定められていないこと。

2 会員は、前項第１１号に定める特約事項を定める場合には、それぞれに定める内容に合致していなけれ
ばならない。

(1) 債務の弁済の受領に要する費用として手数料以外に申込者等から徴求する費用に関する事項

印紙代、公正証書作成費用など契約締結に要する費用及び訪問集金費用、再振替手数料など債務の弁
済の受領に要する費用として手数料以外に申込者等から徴求する費用について、別紙記載例１０を参考
にして記載することとする。

(2) 商品の所有権の留保に関する事項

商品の所有権の移転の時期、及び商品の所有権が購入者に移転される前にあっては、購入者はその商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができない旨を別紙記載例 1 1 を参考にして記載することとする。

(3) 早期完済の特約に関する事項

購入者等が支払期間の途中で一括弁済した場合、未経過期間についての金利相当分を割引き、又は払い戻す旨を別紙記載例 1 2 を参考にして記載することとする。

(4) 管轄裁判所に関する事項

契約に係る訴の属する裁判所の管轄について購入者等に著しく不利とならないよう別紙記載例 1 3 を参考にして記載することとする。

(提携ローン〈4者型〉に関する金融機関名称記載の留意事項)

第 5 5 条 会員は、特定個別クレジット契約の形態が提携ローン契約の場合には、第 4 9 条第 1 項及び第 2 項に定める書面に、利用する金融機関の名称を記載することとする。

2 会員は、前項において、書面を申込者等に交付する時点において利用する金融機関が未定で、金融機関の名称を記載することができない場合には、申込者等に対し提携金融機関のリストを交付し、当該リストの中から利用する金融機関が決定されること並びに決定された金融機関の名称が申込者等に通知される時期及び方法について説明することとする。

3 会員は、前項の場合において、利用する金融機関が決定したときは、速やかに当該金融機関の名称を、申込者等に対する支払請求までに電話又は書面により通知することとする。

(電磁的方法による提供)

第 5 6 条 会員は、政令第 2 5 条及び省令第 9 5 から第 9 8 条に定めるところにより、あらかじめ、申込者等の承諾を得たときは、第 5 0 条及び第 5 1 条第 1 項に定める各項目を電磁的方法により提供することができる。

2 会員は、前項の承諾を得た後に、当該承諾を得た者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、書面により交付しなければならない。

第 6 章 民事ルールに伴う措置等

第 1 節 クーリングオフ

(クーリングオフの告知)

第 5 7 条 会員は、特定個別クレジット契約の申込者等に対して、法第 3 5 条の 3 の 1 0 及び法第 3 5 条の 3 の 1 1 に規定する事項を、申込みの内容を記載した書面に記載して告知することとする。

2 前項の告知は、別紙記載例 4 及び 1 6 を参考にして行うこととする。

(クーリングオフの手続き)

第 5 8 条 会員は、法第 3 5 条の 3 の 1 0 第 1 項及び法第 3 5 条の 3 の 1 1 第 1 項に規定する期間において、申込者等から特定個別クレジット契約のクーリングオフの申出を受けた場合には、その旨を当該特定個別クレジット契約に係る特定契約の申込み等を受けた特定個別クレジット加盟店に対し、直ちに通知することとする。

2 会員は、申込者等から特定個別クレジット加盟店に対して特定個別クレジット契約のクーリングオフの

申出がなされた場合には、当該特定個別クレジット加盟店が会員に対してその旨を速やかに通知するよう、特定個別クレジット加盟店に対して所要の措置を講ずることとする。

3 会員は、申込者等から書面以外の方法で特定個別クレジット契約のクーリングオフの申出がなされた場合には、当該申込者等に対し、書面の提出をクーリングオフ期間内に行うよう求めることとする。

4 会員は、申込者等から会員に対して特定契約のクーリングオフの申出がなされた場合には、申込者等に個別クレジット契約と特定契約のクーリングオフの申出先は異なることを説明したうえで、特定契約のクーリングオフの申出があった旨を当該特定個別クレジット加盟店に対し速やかに通知することとする。
(クーリングオフの清算手続き)

第59条 会員は、申込者等から特定個別クレジット契約のクーリングオフの有効な申出があったときは、当該申込者等から当該契約に係る代金の全部又は一部を受領している場合、受領した全ての代金を当該申込者等に対し速やかに返還しなければならない。

(クーリングオフの妨害に関する措置)

第60条 会員は、第57条に定めるクーリングオフに関する事項について書面の不交付、記載不備若しくは不実の告知又は威迫により、申込者等が誤認又は困惑して特定個別クレジット契約のクーリングオフをしなかった場合には、省令第85条第1項各号に示す事項を同条第2項及び第3項に基づく書面により申込者等に告知し、直ちに当該書面を受領していることを確認したうえで、告知内容を告げなければならない。

2 前項の告知は、別紙記載例5を参考にして行うこととする。

第2節 支払停止の抗弁

(支払停止の抗弁の告知)

第61条 会員は、法第35条の3の19に規定する事項を、第49条第1項及び第2項に規定する書面に記載して、告知しなければならない。

2 前項の告知は、別紙記載例6を参考にして行うこととする。

3 会員は、第1項に規定するものの他に申込者等に対して、個別信用購入あっせん業者に対する抗弁の内容に関するわかりやすい説明を、原則として第1項に定める書面、又はこれに付随する書面に記載するよう努めることとする。ただし、第1項に定める書面又はこれに付随する書面への記載以外の方法による場合は、その説明手段と閲覧方法を、個別クレジット申込書面又はこれに付随する書面において明示することとする。

4 前項の説明は、別紙記載例7を参考にして行うこととする。

(支払停止の抗弁の手続き)

第62条 会員は、購入者等から抗弁の申出があった場合には、次の手続きにより当該申出を処理することとする。

(1) 購入者等に対し、抗弁事由、商品等の内容、加盟店名その他の内容を記載した書面の提出を求める場合には、別紙記載例14を参考にして行うものとする。

(2) 申出の受付後、購入者等の抗弁事由その他の状況を確認するため、直ちに購入者等及び加盟店に対する状況調査を行うものとする。

(3) 明らかに抗弁事由に該当しないと判断した場合を除き、前号の調査結果について、当該購入者等に伝えるまでの間については、当該購入者等に対する個別クレジット契約に基づく債務の支払に関する請求

は行わないこととする。

- 2 会員は、購入者等からの抗弁の申出があった場合には、当該手続きの処理を長期間放置してはならない。
(支払停止の抗弁に対する支払請求の再開)

第63条 会員は、その抗弁事由が解消されるまでの間、購入者等に対して前条第1項第3号に基づき停止した請求を再開してはならない。

- 2 会員は、抗弁事由が解消されたと判断した場合には、購入者等に支払方法、期間、再開の理由等を説明したうえで、支払請求を再開するものとする。なお、会員は、請求手続の停止期間を遅延扱いとしてはならない。

第3節 訪問販売における通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等に係る個別クレジット契約の申込み撤回

(通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等に係る個別クレジット契約の申込み撤回の告知)

第64条 会員は、訪問販売に係る個別クレジット契約の申込者等に対して法第35条の3の12の内容を告知するよう努めることとする。

- 2 前項の告知をする場合は、原則として、第49条第1項及び第2項に定める書面又はこれに付随する書面に記載して行うこととする。ただし、これら以外の方法による場合は、その説明手段と閲覧方法を、特定個別クレジット契約申込書面又はこれに付随する書面において明示することとする。

- 3 第1項の告知は、別紙記載例15を参考にして行うこととする。

(通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等に係る個別クレジット契約の申込み撤回の手続き)

第65条 会員は、訪問販売に係る個別クレジット契約の申込者等から、通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等に係る個別クレジット契約の申込みの撤回の申出を受付けた場合には、次の手続きにより当該申出に係る処理を行うこととする。

- (1) 申込者等に対し、申立事由、商品等の内容、加盟店名その他の内容を記載した書面の提出を求める場合には、別紙記載例14を参考にして行うこととする。
- (2) 申出の受付後、申込者等の申立事由その他の状況を確認するため、直ちに申込者等及び特定個別クレジット加盟店に対する状況調査を行うこととする。
- (3) 明らかに通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等に該当しないと判断した場合を除き、前号の調査結果について、当該申込者等に伝えるまでの間については、当該申込者等に対する特定個別クレジット契約に基づく代金の支払に関する請求は行わないこととする。

(通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等に係る個別クレジット契約の申込み撤回の清算手続き等)

第66条 会員は、前条第1項に基づく調査の結果、申込者等の申出に妥当性があり、通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等に該当すると判断した場合には、次の手続きにより、清算することとする。

- (1) 当該申込者等から当該クレジット契約に係る代金の全部又は一部を受領している場合には、受領した全ての代金を当該申込者等に対し速やかに返還しなければならない。
- (2) 当該申込者等に対し当該申出に伴う損害賠償金、違約金の請求をしてはならない。

- 2 会員は、通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等に該当しないと判断した場合には、申

込者等に支払方法、期間、再開の理由等を説明したうえで、支払請求を再開することとする。

第4節 個別クレジット契約の申込み意思表示の取消し

(申込み意思表示の取消しの告知)

第67条 会員は、特定個別クレジット契約の申込者等に対して、法第35条の3の13から法第35条の3の16の内容を告知するよう努めることとする。

2 前項の告知を行う場合は、原則として、第49条第1項及び第2項に定める書面又はこれに付随する書面に記載して行うこととする。ただし、これら以外の方法による場合は、その説明手段と閲覧方法を、個別クレジット契約申込書面又はこれに付随する書面において明示することとする。

3 第1項の告知は、別紙記載例15を参考にして行うこととする。

(意思表示の取消しの手続き)

第68条 会員は、購入者等から、特定個別クレジット契約について、法第35条の3の13から法第35条の3の16に定める不実の告知による事実誤認、事実の不告知による誤認（以下これらを合わせて「不実告知による誤認等」という。）による申込み又はその承諾の意思表示の取消の申出を受付けた場合には、次の手続きにより申立に係る処理を行うこととする。

(1) 購入者等に対し、申立事由、商品等内容、加盟店名その他の内容を記載した書面の提出を求める場合には、別紙記載例14を参考にして行うこととする。

(2) 申出の受付後、購入者等の申立事由その他の状況を確認するため、直ちに購入者等及び特定個別クレジット加盟店に対する状況調査を行うこととする。

(3) 明らかに不実告知による誤認等に該当しないと判断した場合を除き、前号の調査結果について、当該購入者等に伝えるまでの間については、当該購入者等に対する特定個別クレジット契約に基づく代金の支払に関する請求は行わないこととする。

(意思表示の取消しの清算手続き等)

第69条 会員は、前条に基づく調査の結果、購入者等の申出に妥当性があり、不実告知による誤認等に該当すると判断した場合には、当該購入者等から請求があるときは、受領した代金の全部を速やかに返還しなければならない。

2 会員は、前条に基づく調査の結果、不実告知による誤認等に該当しないと判断した場合には、購入者等に支払方法、期間、再開の理由等を説明したうえで、支払請求を再開することとする。

第7章 業務の運営に関する措置

第1節 個人情報の適正な取扱い

(個人情報の適正な取扱い)

第70条 会員は、購入者等に関する個人情報の取扱い、安全管理について必要かつ適切な措置を講ずるため、別途定める個人情報保護指針を遵守することとする。

第2節 業務委託

(業務の委託先の選定)

第71条 会員は、個別信用購入あっせんに関する業務（以下「業務」という。）を第三者に委託する場合に

は、当該業務を的確に遂行することができる能力を有する者に委託するため、次の各号に掲げる事項を委託先の選定基準として社内規則等に定め、当該選定基準に基づく適切な委託先を選定しなければならない。

- (1) 委託先の経営の健全性
- (2) 委託先の情報セキュリティ体制
- (3) 実績に基づく委託先の業務の信用度

2 会員は、業務委託契約の内容を明確に定めるとともに、当該業務の実施に際して、会員及び委託先双方の責任部署及び責任者を明確に定めることとする。

(業務の委託先の監督等)

第72条 会員は、委託先における業務の実施状況を、次の各号に定めるいずれかの方法により、定期的又は必要に応じて確認することにより、委託先が業務を的確に遂行しているかを検証しなければならない。

- (1) 会員における業務の委託に関する管理担当者による委託先の監査の実施
- (2) 委託先からの作業状況、契約内容の遵守状況等に関する定期的な報告又は随時の徴求等
- (3) 委託先からの作業状況、契約内容の遵守状況等の確認のために必要な証拠等の提出
- (4) 委託先による再委託先の監督状況を確認するために必要な証拠等の提出

2 会員は、前項に定める検証の結果から委託先の業務が的確に遂行されていないと判断した場合には、当該委託先に対しその改善を要請することとする。

(委託業務に係る苦情処理)

第73条 会員は、申込者等から、委託先が行う業務に係る苦情を受けたときは、当該苦情を適切かつ迅速に処理するための体制を整備しなければならない。

2 会員は、申込者等から受ける委託先が行う業務に係る苦情の処理にあたっては、必要に応じて当該委託先と協力して対応することとする。

(委託業務に係る申込者等の利益の保護)

第74条 会員は、委託先が行う業務を適切に行うことができない事態が生じた場合に申込者等の利益の保護に支障が生じることを防止するための所要の措置を講ずることとする。

2 会員は、委託先が行う業務を適切に遂行していない場合には、申込者等の利益の保護を図るために所要の措置を講ずることとする。

(再委託)

第75条 会員は、委託先が委託業務について再委託する場合には、次に定める事項について会員及び委託先双方により協議のうえ決定することとする。

- (1) 再委託する業務範囲
- (2) 責任の明確化
- (3) 再委託先の監督体制
- (4) 再委託先で苦情等の支障が生じた場合の報告体制

(実効性の確保)

第76条 会員は、委託先に対し第71条から前条に掲げる事項について、実効性の確保のため、会員及び委託先双方の合意に基づき、的確に履行されるよう委託契約において定めておくこととする。

第3節 訪問販売における通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等に係る個別クレジット契約締結の禁止

(訪問販売における通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等に係る個別クレジット契約締結の禁止)

第77条 会員は、訪問販売で購入等される商品等の個別クレジット契約の調査を行うときは、自社の保有する情報及び指定信用情報機関の回答情報を使用することにより、他の個別クレジット契約に関する当該商品等と同種の商品等に係る数量(回数、期間、契約数)の調査を行い、当該販売契約等が次の各号に該当するおそれがあると認めるときは、省令第93条により、当該特定個別クレジット契約を締結してはならないこととする。

- (1) 特定個別クレジット加盟店の1回の販売等行為が通常必要とされる分量を著しく超える場合
- (2) 過去の当該申込者の購入等の累積から、当該特定個別クレジット加盟店が販売等することによって通常必要とされる分量を著しく超える場合、又は特定個別クレジット加盟店が既に通常必要とされる分量を著しく超えていると知りながらさらに販売等する場合

2 会員は、前項に定める調査に際しては、訪問販売業者等が組織する団体等が定める自主基準を参照するよう努めるものとする。ただし、当該基準は、「通常、過量に当たらないと考えられる分量の目安」を定めたものであることから、この目安を超えた販売分量が直ちに前項各号に該当するものと考えられるのではなく、また反対にこの目安の分量であれば前項各号に該当しないと断定できるものでもないことに留意することとする。

3 会員は、第1項の場合であっても、当該申込者からの申告又は聞き取り調査により、申込者において当該契約の締結を必要とする特別の事情があることを確認したときは、当該個別クレジット契約を締結することができることとする。

4 会員は、前項により個別クレジット契約を締結した場合には、当該申込者における契約の締結を必要とする特別の事情等の記録を、書面又は電磁的記録をもって作成し、当該契約に定められた最終の支払期日(当該契約に係る債務の弁済その他の事由により消滅したときはその消滅した日)までの間保存しなければならない。

第4節 苦情処理

(苦情処理に係る基本的な姿勢等)

第78条 会員は、申込者等から申出のあった苦情の処理に対し、誠実な対応をもって適切かつ迅速な処理に努めることとする。

2 会員は、協会の消費者相談室、消費者センターその他の機関を介して苦情の申出があった場合においても、誠実な対応をもって当該苦情の適切かつ迅速な処理に努めることとする。

(苦情に係る原因究明)

第79条 会員は、購入者等からの苦情の申出を受付けたときは、遅滞なく、次に定める事項についての事実関係を確認し、当該苦情の原因を究明することとする。

- (1) 当該苦情が会員に対するものか加盟店に対するものかの区別
- (2) 当該苦情が加盟店に対するものの場合、当該加盟店の取引形態が第25条第1項に規定する特定取引か、それ以外かの区別
- (3) 当該苦情の発生要因

(苦情に基づく調査の実施)

第80条 会員は、個別クレジット契約(特定個別クレジット契約を除く。)に係る苦情であって、次の各号

に定める事項に該当すると判断したときは、当該苦情の内容に応じ、苦情の処理のため必要な事項を調査しなければならない。

(1) 会員は、前条の規定による原因の究明により知った事項からみて、当該苦情が法第35条の3の7各号のいずれかに該当する場合

当該個別クレジット加盟店における不適正な勧誘販売行為の内容、防止体制の確認など第44条第2項に準じた調査

(2) 会員は、前条の規定による原因の究明、協会が行う加盟店情報交換制度の保有する情報の確認により知った事項からみて、当該苦情に係る事項が個別クレジット契約の申込み又は締結の勧誘に係るものであって、その発生状況がその他の加盟店の発生状況と比して購入者等の利益の保護に欠けると判断した場合

当該苦情の発生件数等の状況に応じて、第44条第3項に準じた調査

2 会員は、前項第2号の判断基準について、あらかじめ社内規則等において定めておくこととする。

(苦情調査に基づく所要の措置)

第81条 会員は、前条による調査の結果により、当該個別クレジット加盟店において再発防止のため改善が必要と認める場合には、その状況に応じて当該個別クレジット加盟店に対する所要の措置を講ずることとする。

(加盟店情報交換制度への情報の報告)

第82条 会員は、協会が別途定める加盟店情報交換制度運営規則に基づき、加盟店に関する情報を登録することとする。

(会員の業務に係る苦情に基づく調査等)

第83条 会員は、第79条に定める原因の究明により知った事項からみて、会員に対する苦情であって、購入者等の利益の保護に欠ける行為に係るものに該当する場合には、当該苦情の内容に応じ、当該苦情の処理のための必要な事項を調査しなければならない。

2 前項に掲げる調査は、自社における営業部門、債権管理部門等苦情の原因となった関係部署に対し、あらかじめ社内規則等に定める方法により実施するとともに、当該苦情の再発防止に努めることとする。

(苦情処理に係る記録の保存)

第84条 会員は、第79条から前条に定める苦情処理に関する事項について記録し、あらかじめ社内規則等により定める期間保存するものとする。

2 前項にかかわらず、第82条により加盟店情報交換制度に登録した情報に係る記録は、加盟店情報交換制度運営規則に定める期間保存することとする。

第8章 指定信用情報機関の利用等

(基礎特定信用情報の提供)

第85条 会員は、法に定める指定信用情報機関と特定信用情報提供契約を締結したときは、当該特定信用情報提供契約の締結前に締結した購入者等を相手方とする個別クレジット契約で当該特定信用情報提供契約を締結した時点において支払時期の到来していない支払分（支払時期が到来しており、かつ、支払の義務が履行されていないものを含む。）があるものに係る基礎特定信用情報を、当該指定信用情報機関に提供しなければならない。

2 会員は、購入者等を相手方とする個別クレジット契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約に係る基

基礎特定信用情報を、特定信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関（以下「加入指定信用情報機関」という。）に提供しなければならない。

3 会員は、第1項及び前項の定めにより提供した基礎特定信用情報に変更があったときは、遅滞なくその変更内容を加入指定信用情報機関に提供しなければならない。

4 前各項における基礎特定信用情報は、別表5に定めることとする。

（基礎特定信用情報の提供方法）

第86条 会員は、前条各項に定める基礎特定信用情報を提供するときは、次の各号に掲げるところによることとする。

(1) 別表5の項番1に規定する氏名は、ふりがなを付すものとし、漢字圏以外の外国人の氏名は、アルファベットによる。

(2) 別表5の項番6に規定する運転免許証の番号は、運転免許証の提示若しくは当該運転免許証の番号の通知を受けた場合に限る。

(3) 別表5の項番7に規定する本人確認書類は、本人確認書類の提示若しくは本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合に限る。

(4) 別表5の項番9に規定する個別信用購入あっせんに係る債務の残高は、元本相当部分とし、遅延損害金は含めない。ただし、アドオン方式の場合には、手数料を含めた金額を登録することができる。

(5) 別表5の項番10に規定する年間請求予定額は、次に定めるところによる。

イ 会員が定める方法により計算した各月の手数料を元本相当分と合計した金額で、報告日の翌日から1年間に請求が発生するものとする。

ロ 期限の利益喪失時における年間請求予定額は、手数料を元本相当分と合計した金額とする。

ハ 支払条件を変更した場合は、当該変更後の年間請求予定額を提供することとする。

(6) 別表5の項番13に規定する商品名又は権利若しくは役務の種類、又はそれらを特定するに足りる番号、記号その他の符号は、1契約で複数の種類の商品等を契約した場合、当該契約のうち現金価格の単価が高額な商品から順に登録し、3番目以降の商品等は「その他」としてその合計数を登録することとする。

（申込情報の提供）

第87条 会員は、個別クレジット契約の申込みを受けたときは、以下の申込情報を加入指定信用情報機関に提供することとする。

(1) 本人識別情報 カナ氏名、生年月日、電話番号

(2) 契約情報 個別クレジット契約である旨、商品名等、数量等

（支払停止の抗弁の申出を受けた旨の情報の提供）

第88条 会員は、支払停止の抗弁の申出を受けたときは、その旨の情報を加入指定信用情報機関に提供することとする。

（指定信用情報機関への特定信用情報の提供等に係る同意の取得等）

第89条 会員は、次の各号に定める場合には、当該各号に定める内容について、あらかじめ、当該購入者等から書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

(1) 加入指定信用情報機関に購入者等に係る特定信用情報の提供の依頼（当該購入者等に係る他の指定信用情報機関が保有する基礎特定信用情報の提供の依頼を含む。）をする場合 当該提供の依頼に係る同意

(2) 購入者等を相手方とする個別クレジット契約を締結しようとする場合 次のイからハに定める事項に関する同意

イ 当該購入者等に関する基礎特定信用情報を指定信用情報機関に提供する旨

ロ イの基礎特定信用情報を加入指定信用情報機関が当該加入指定信用情報機関に加入する他のクレジット会社に提供する旨

ハ イの基礎特定信用情報を法第35条の3の47第1項の規定により、他の指定信用情報機関に加入するクレジット会社に提供する旨

2 前項に定める同意の取得に係る書面は、別紙記載例18を参考にして記載することとする。

3 第1項において、次の各号に定める時よりも前に提供した個別クレジット契約に係る債務又は個別クレジット契約に係る手数料の管理に必要な場合は、あらかじめの同意の取得を不要とする。

(1) 会員と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者が、法による指定信用情報機関としての指定を受けた時

(2) 会員が指定信用情報機関と特定信用情報提供契約を締結した時

4 会員は、第1項の同意を取得した場合には、当該同意に関する記録を、書面又は電磁的記録をもって作成し、当該同意に基づき指定信用情報機関が特定信用情報を保有している間保存しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第90条 会員又は会員の役員若しくは職員は、支払能力調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に特定信用情報の提供の依頼（当該購入者等に係る他の指定信用情報機関が保有する基礎特定信用情報の提供の依頼を含む。）をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を支払能力調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならない。

2 会員又は会員の役員若しくは職員は、加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報について、個別信用購入あっせん業者に該当しなくなった後において、当該特定信用情報を使用し、又は第三者に提供してはならない。

第9章 その他の業務に関する規則

(取立て行為における留意点)

第91条 会員は、個別クレジット契約に係る債権の取立てにあたり、次の各号に定める行為を行ってはならない

(1) 購入者等を威迫する言動を行うこと

(2) 購入者等の私生活又は業務の平穩を害する言動を行うこと

(3) 債務の返済に充てる目的で、貸金業者等からの借入れ等を強要すること

(4) 債務処理に関する権限を弁護士又は認定司法書士に委任した旨、調停その他の裁判手続をとった旨若しくは財団法人日本クレジットカウンセリング協会から介入した旨の通知を受けた後に、正当な理由なく購入者等に対し支払請求をすること

(5) 法律上支払義務のない者に対し、支払請求をし、又は必要以上に取立てへの協力を要求すること、並びに支払義務があると誤認させるような言動を行うこと

(6) その他正当とは認められない方法により請求又は取立てを行うこと

(白紙委任状の取得の禁止等)

第92条 会員は、強制執行認諾文言付公正証書の作成を公証人に囑託することを代理人に委任することを

証する書面（以下「委任状」という。）を取得する場合は、次の事項に留意することとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載していない委任状を取得してはならない
 - イ 契約商品名等
 - ロ 支払総額から頭金の額を控除した額
 - ハ 契約年月日又は申込年月日
 - ニ 支払分の額及びその支払の時期
 - ホ 商品等の代金の支払期間及び回数
 - ヘ 購入者等又は連帯保証人の債務不履行に基づく契約の解除について定めがあるときはその内容
 - ト 支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについて定めがあるときはその内容
 - チ 支払分の支払の義務が履行されない場合の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときはその内容
- (2) 委任状には「この委任状は、購入者等又は連帯保証人が債務不履行に陥った場合に直ちに強制執行を受けることを認諾する公正証書の作成の囑託を委任するものです。内容を十分ご理解の上、記名・捺印してください。」旨の文言を赤字の中に赤字で記載するとともに、その取得に際しては、購入者等又は連帯保証人が委任状の法的性格及びその内容を十分理解できるよう説明しなければならない。
- (3) 委任状は、「申込みの内容を記載した書面」と別綴りにするか、契約書面と同一の綴りにするときはその第一葉目に添付することが望ましい。

（個別クレジット契約に伴う団体信用生命保険の取扱い）

第93条 会員は、個別クレジット契約の締結に団体信用生命保険（以下「団信保険」という）への加入が伴う場合には、当該団信保険加入は、第50条第1項に基づく別表3-1の項番⑭に該当するため、第49条第1項及び第2項に定める書面に、団信保険への加入に関する内容を記載して告知しなければならない。

2 会員は、前項の場合には、個別クレジット契約に団信保険への加入が伴う旨を申込者に対し口頭で十分に説明したうえで当該加入への同意を得ることとする。

（個別信用購入あっせんの手数料の料率）

第94条 会員は個別クレジット契約の締結時に、所定の支払いがなされた場合の手数料率について、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条第2項に規定される割合を超えないよう努めることとする。

（枝番・子番先販売店等との取引の制限）

第95条 会員は、会員の加盟店が提携する枝番・子番先の販売店等（以下「提携販売店等」という。）との取引を行わないこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 提携販売店等について、加盟店と同等の審査を行っている場合
- (2) 提携販売店等を有する加盟店が、当該加盟店の責任の下に当該提携販売店等の審査を行っており、当該提携販売店等に生じた事由により、会員から当該加盟店との加盟店契約の解除及び当該加盟店への賠償請求が行い得る場合。ただし、当該加盟店が賠償請求に対応し得る資力があることを前提とする。

付則

第1条 本規則は、平成21年12月1日から施行する。

第2条 第5条第2号イ及び第3章の規定は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法

律の第4条施行の日までの間は適用しない。

第3条 第5条第2号チ及び第8章の規定は、法に基づく指定信用情報機関が指定を受けた時前までの間は適用しない。

2 前項にかかわらず、第86条第5号に定める項目については、割賦販売法施行規則附則第9条により、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の第4条施行の日までの間は適用しない。